

# 甘木中央病院訪問看護ステーション

## 重要事項説明書

甘木中央病院訪問看護ステーション(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護)

1 利用者に関する事項

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

2 事業所の概要

(1) 支援事業者の指定番号及びサービス提供地域と種類

事業所名	甘木中央病院訪問看護ステーション
所在地	〒838-0068 福岡県朝倉市甘木667
管理者の氏名	久保山 幸会
電話番号	0946-22-9022
F A X 番号	0946-22-9023
サービスの種類	訪問看護及び介護予防訪問看護
事業者指定番号	4062490026
サービス提供地域	朝倉市・筑前町・三井郡大刀洗町・久留米市田主丸町・うきは市

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

職種	資格	員数(人)			職務内容
		常勤	非常勤	合計	
管理者	看護師	1	0	1	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている遵守すべき事項について必要な指揮、命令を行います。
看護師等	看護師	3	0	3	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成を行い並びに訪問看護の提供に当たります。

※ 職員の配置基準 常勤換算 4.0人

(3) サービス提供の時間帯

営業日	月曜日～金曜日、土曜日午前中 ただし、第2土曜日、祝祭日、8月15日、12月30日～1月3日を除きます。
営業時間	午前8時30分～午後5時00分
サービス提供対応日	月曜日～金曜日、土曜日午前中 ただし、第2土曜日、祝祭日、8月15日、12月30日～1月3日を除きます。 なお、営業日以外の訪問については相談に応じます。
サービス提供対応時間帯	午前9時00分～午後5時00分 なお、営業時間以外の訪問については相談に応じます。
営業日・営業時間外	電話等により、24時間対応等ができる体制とします。

### 3 事業の目的と運営方針等

#### (1)事業の目的

医療法人社団俊聖会が開設する「甘木中央病院訪問看護ステーション」(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。

#### (2)運営方針

- ① 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ② 訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。
- ③ 訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとします。
- ④ 訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとします。
- ⑤ 訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行えるよう努めます。

#### (3)サービスの特徴

- ① 理念  
利用者の尊厳を保持し、その人らしく過ごすことができるよう援助します。
- ② 従業員研修の実施  
採用時研修(採用後3ヶ月以内)、継続研修(年2回以上)等で、理念や介護保険関係法令の遵守の徹底及び看護技術の向上などに努めます。
- ③ 各種マニュアルの作成  
サービス従業者に必要なマニュアルを作成し、サービスの標準化及び向上に努めています。

### 4 サービスの内容

サービスは、訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画に基づき行います

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 療養上の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ ターミナルケア
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

### 5 お客さまに提供するサービスの内容及び利用者負担金など

#### (1)提供するサービスの内容

訪問看護指示書・居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画を作成し、提供するサービス内容について説明し、同意を得ます。

- ① サービス利用の日時(曜日・時間帯など)はサービス提供票等で説明します。
- ② サービス内容は、訪問看護計画書に盛り込み、作成及び変更時には説明します。
- ③ 利用者のご都合により日時を変更する場合、サービス内容の変更する場合は、協議して定めます。

## (2)利用者負担金

介護保険料金表、医療保険料金表により定め、その内容を説明し同意を得ます。  
また利用者負担金の提示は、居宅サービス計画によるサービス提供票・別表等により説明します。

### ① 料金算定の基準となる時間

実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画書に定められた目安の時間を基準とします。

### ② 割増料金

早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時) 25%増し  
深夜(午後10時～午前6時) 50%増し

### ③ 料金の加算について

介護保険・医療保険の適応別に、別途料金表で提示説明し、同意を得ます。

### ④ その他

- イ 利用者負担金は、介護保険の場合、原則としてサービス費の1～3割をお支払いいただきます。
- ロ サービス費が介護保険の支給限度額を超える部分については、サービス費全額(10割)をお支払いいただきます。
- ハ 保険料の滞納などにより、サービス費の1～3割の「利用者負担金」で利用できなくなった場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者からの保険給付分の払い戻しを受ける手続が必要となります。
- ニ 医療保険の場合の利用者負担金は、負担割合(1～3割)額をお支払いいただきます。
- ホ サービスの実施に必要な利用者宅の水道、ガス、電気、電話の費用は、利用者負担となります。
- ヘ 通常の事業の実施地域の場合には、交通費は原則無料とし、サービス地域外は別途実費をいただく場合がございます。
- ト 台風や雪などにより、訪問看護ができない場合、可能な限りほかの日への変更を行いますが状況により、訪問できない場合がございますのでご了承ください。

## (3)利用者負担金のお支払方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月10日前後に利用者に請求し、利用者は、請求月内に現金払いにてお支払いいただきます。  
原則的に、甘木中央病院1階会計窓口にてお支払いいただきますが、状況により不可能な方はご相談ください。

## (4)キャンセル料

利用者のご都合によりサービスをキャンセルする場合は、次のキャンセル料をいただきます。  
ただし、利用者の病状の急変など、緊急時や、やむを得ない事情がある場合は、不要です。

利用日の2営業日前までに連絡があった場合	無料
利用日の1営業日までに連絡があった場合	利用負担金の50%
利用日の1営業日までに連絡がなかった場合	利用負担金の100%

**連絡先の電話番号 0946-22-9022**

キャンセル料は、利用者負担金のお支払いにあわせて、お支払いいただきます。

(5)その他

- ① サービス従業者は、利用料金以外の金銭の取扱いはいたしません。
- ② サービス従業者は、療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、食事の準備等家事の業務についてはいたしません。
- ③ サービス従業者に対する贈り物や飲食等のおもてなしは、一切お受けできません。
- ④ サービスの提供に際し、複数のサービス従事者(看護師)で対応いたします。
- ⑤ 利用者がサービス従業者の変更を希望される場合には、変更を拒む正当な理由がない限り対応いたします。

6 緊急時、事故発生時の対応

サービス提供中に容態の変化などがあつた場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターなどへ連絡いたします。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

主治医	氏名	
	医療機関名	
	電話	
	住所	

ご家族	氏名	
	電話	
	住所	

7 損害賠償責任保険加入先

保険会社名 一般社団法人 全国訪問看護事業者事業協会  
保険内容 訪問看護事業者 総合保障制度

## 8 個人情報の取扱い及び事業計画、財務内容などの閲覧について

### (1)個人情報の取扱い

利用者又は家族の個人情報の取扱いは、「個人情報保護に関する方針」に従って行いますが、次に掲げる通常のサービス提供の範囲内での利用目的及び関係する第三者へ通知するもの等については、あらかじめ、ご了承下さい。

なお、これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合は、改めて利用者又は家族の同意を事前に得るものとします。

(あらかじめ、ご了承をいただく利用目的)

#### ○サービス提供

- ・ 当事業所でのサービス提供
- ・ 他のサービス事業者、医療機関等との連携
- ・ 他のサービス事業者、医療機関等からの照会への回答
- ・ 利用者へのサービス提供のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ ご家族への状況説明

#### ○サービス料請求のための事務

- ・ 公費負担サービスに関する事務
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・ 公費負担サービスに関する行政機関へのレセプトの提出、照会への回答
- ・ その他、公費負担サービスに関するサービス料請求のための利用

#### ○当法人の管理業務

- ・ 会計・経理
- ・ サービス提供時の事故等の報告
- ・ 当該利用者のサービスの向上
- ・ その他、当社の管理運営業務に関する利用

○介護・医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出等

○業務の維持・改善のための基礎資料

○法人内で行われる実習への協力

○サービスの質の向上を目的として法人内で行われる事例研究

○外部監査期間への情報の提供

### (2)事業計画、財務内容などの閲覧

「事業計画、財務内容などの閲覧に関する法人内規則」に従って取り扱います。

## 9 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

### (1)当事業所及び、法人ご利用相談室

対応時間 営業時間内

ご利用方法 電話または面接にて対応いたします。

窓口担当者 甘木中央病院 訪問看護ステーション 管理者 久保山 幸会

電話番号 (電話)0946-22-9022 (FAX)0946-22-9023

(2) 公的機関

窓口 電話	福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口 092-642-7859
窓口 電話	朝倉市介護サービス課 0946-22-1111
窓口 電話 窓口 電話 窓口 電話	《朝倉市地域包括支援センター》 秋月・甘木地域包括支援センター【担当圏域:秋月・甘木中学校区】 0946-23-1322(介護老人保健施設 ラ・パス内) 南陵・十文字地域包括支援センター【担当圏域:南陵・十文字中学校区】 0946-21-1837(特別養護老人ホーム きらく荘内)) 比良松・杷木地域包括支援センター【担当圏域:比良松・杷木中学校区】 0946-23-8823(特別養護老人ホーム いしずえ荘内))
窓口 電話	筑前町 福祉課 0946-24-8763
窓口 電話	大刀洗町 健康福祉課 0942-77-0101
窓口 電話	うきは市 保健課 0943-75-3111
窓口 電話	久留米市 介護保険課 0942-30-9205
窓口 電話	福岡県介護保険広域連合 朝倉支部 0946-21-8021 うきは・大刀洗支部 0943-74-5355

10 支援事業者の概要

名称・法人種別 医療法人社団俊聖会 甘木中央病院  
代表者名 堀田 謙介  
所在地 福岡県朝倉市甘木667  
連絡先 (TEL)0946-22-5550 (FAX)0946-24-3572

11 署名、押印欄

令和 年 月 日

訪問看護・介護予防訪問看護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 福岡県朝倉市甘木667

事業者名 甘木中央病院訪問看護ステーション

代表者名 堀田 謙介 印

<説明者>

所 属 甘木中央病院訪問看護ステーション

氏 名 久保山 幸会 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から、訪問看護・介護予防訪問看護サービスの 重要な事項の説明を受け、同意しました。

<利用者>

住 所

氏 名 印

※利用者代理人を選任した場合及び利用者に代わって代筆した場合

住 所

氏 名 印

(利用者代理人を選任した理由及び利用者に代わって代筆した理由)

(続柄)